

社会福祉法人光珠福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 養護老人ホームの経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人光珠福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山梨県笛吹市御坂町上黒駒2964番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 養護老人ホーム光珠荘の敷地

山梨県笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所2962番1 1167.41平方メートル

山梨県笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所2962番3 13.37平方メートル

山梨県笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所2964番 2173.38平方メートル

(2) 地域密着型特別養護老人ホームエール二之宮の敷地

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1947番4 2396.53平方メートル

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1959番2 2799.46平方メートル

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1962番2 65.79平方メートル

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1966番1 498.99平方メートル

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1966番2 838平方メートル

山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道2003番 1800平方メートル

山梨県笛吹市御坂町井之上字棧敷原47番 568平方メートル

山梨県笛吹市境川町石橋字柿ノ木1988番1 2017.12平方メートル

(3) 山梨県笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所2964番地、2962番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

養護老人ホーム光珠荘倉庫 1棟 295.63平方メートル

(4) 山梨県笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所2964番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4

階建

養護老人ホーム光珠荘 1棟 1698.56平方メートル

- (5) 山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1947番地4、1959番地2、1962番地2、1966番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

地域密着型特別養護老人ホームエール二之宮 1棟 1617.72平方メートル

- (6) 山梨県笛吹市御坂町二之宮字大道1966番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
社会福祉法人光珠福社会事務所兼寄宿舍 1棟 350.7平方メートル

- (7) 山梨県笛吹市境川町石橋字柿ノ木1988番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
サテライト型特別養護老人ホームエール境川 1棟 1069.22平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、笛吹市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、笛吹市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、笛吹市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を笛吹

市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人光珠福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 渡辺 明道

理 事 佐藤 ニ六

〃 梶原 了三

〃 小沢 一郎

〃 渡辺 栄治

〃 渡辺 宏子

監 事 内田 頼貞

〃 梶原 喬祐

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

3 この定款は、昭和51年 4月 5日から施行する。

この定款は、昭和58年 8月 9日から施行する。

この定款は、昭和62年 8月25日から施行する。

この定款は、平成 3年 1月31日から施行する。

この定款は、平成 6年 7月 6日から施行する。

この定款は、平成10年 2月10日から施行する。

この定款は、平成13年 5月29日から施行する。

この定款は、平成19年 5月15日から施行する。

この定款は、平成20年 3月 4日から施行する。

この定款は、平成23年 7月13日から施行する。

この定款は、平成25年 3月22日から施行する。

この定款は、平成25年 7月 5日から施行する。

この定款は、平成28年 3月29日から施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成30年 3月26日から施行する。

この定款は、令和 5年10月 1日から施行する。

この定款は、令和 7年 7月 9日から施行する。

社会福祉法人光珠福祉会定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、定款第40条の規定に基づき、社会福祉法人光珠福祉会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員

(評議員の改選)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員選任候補者からの確認書類)

第3条 評議員選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に候補者から次の書類を徴するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 就任承諾書
- (3) 欠格事由等の確認書

(中途辞任)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任)

第5条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を与えなければならない。

2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞を実施した場合は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第6条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員の数が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(名簿の備え置き)

第7条 理事長は、評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

第8条 理事又は監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対

してその旨を通知しなければならない。

2 法人の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第9条 評議員会に議長をおく。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第10条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第8条第2項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

4 理事又は監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

第11条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨。）

2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。

3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

第12条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 役員の一部免除

(4) 法人の解散

(5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）

5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（議事録）

第13条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
 - ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が記名押印をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の改選)

- 第14条 役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員の選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。

(役員選任候補者からの確認書類)

- 第15条 役員選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、候補者から次の書類を徴するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 就任承諾書
- (3) 欠格事由等の確認書

(中途辞任)

- 第16条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員の解任)

- 第17条 評議員会に役員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を与えなければならない。
- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞を実施した場合は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

- 第18条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(名簿の備え置き)

- 第19条 理事長は、役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(監事)

- 第20条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第21条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

(1) 施設長

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第22条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長等の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (16) その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(出席者)

第23条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第25条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第26条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長の報告は省略できない。

（議事録）

第27条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。
 - (1) 通常 of 理事会の事項
 - ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
 - ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
 - ⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
 - ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
 - ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名

- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が記名押印をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に記名押印する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第28条 理事長は、毎会計年度終了後1月以内に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第29条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に監査し、理事長に対し監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第30条 監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第31条 第28条の資料及び監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に据え置くものとする。

(評議員への提供)

第32条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第33条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、別表1のとおりとする。

2 理事長が専決することができる事項については、その一部を施設長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第34条 理事長等専決事項のうち、重要と判断される事項については、理事会に報告しなければならない。

2 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(改廃)

第28条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。

<別表 1>

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 建設工事請負や物品納入等の契約のうち(1)に定めるような軽微なもので、(1)の契約金額が(2)に定める金額以下のもの。

- (1) ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等

契約の種類	金 額
工事又は製造の請負	1,000万円
食料品・物品等の買入れ	
上記にあげるもの以外	

- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。取得、改良に係る契約については前項(2)に定める金額の範囲内とする。
- 7 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、1個又は1組の取得価格が1,000万円を超える物品の売却、廃棄については専決事項から除くものとする。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 10 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 11 施設長の職務に専念する諸願いの許可又は承認に関する事
- 12 職員の昇給・昇格に関する事
- 13 各種証明書の交付に関する事
- 14 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

II 施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の職務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任命に関する事

- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に属する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算
執行額が100万円未満の契約を締結すること
- 8 収入（寄附金を除く。）事務に関する事
- 9 利用者の日常の処遇に関する事
- 10 利用者の預り金の管理に関する事
- 11 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- 12 その他定例又は軽易な事項